市民活動総合補償制度に関するＱ&Ａ

NO	Q	A
1	市民は費用の自己負担をする必要があるのですか。	市の補償制度により保険会社と保険契約しておりますで、市民の皆さんが費用を負担する必要はありません。
2	通院、入院が１日からでも補償金は出ますか。	通院、入院は１日でも補償金は支払われます。
3	市の市民団体が市外に出かけて活動する場合、補償の対象になりますか。	補償の対象になります。 ただし、日本国内での事故に限ります。
4	市が行う事業で、参加者がケガした場合も対象になりますか。	対象になります。 ただし、観覧者及び応援者がケガ等された場合は、対象になりません。
5	市民団体（**スポーツをすることを目的とした団体を除く。**）主催のスポーツ大会で、ケガ等をした場合、補償の対象になりますか。	対象になります。 ただし、観覧者及び応援者がケガ等された場合は、対象になりません。
6	活動場所までの行き帰りの事故も対象になりますか。	対象になります。 ただし、相手にケガをさせてしまった場合の賠償責任事故や寄り道された場合は、対象になりません。
7	市民活動中（活動場所までの行き帰りの事故を含む。）で、自動車が関係する事故でも対象になりますか。	賠償責任事故は、対象になりません。 ただし、運転手及び同乗者がケガ等した場合の災害等補償事故は、対象になります。
8	報酬がある者（スタッフ・講師・指導者）が活動中にケガ等をした場合は対象になりますか。	対象になりません。 実費費用弁償程度の報酬であれば、対象になります。

NO	Q	A
9	地域の祭りでケガ等をした場合、補償の対象になりますか。	対象になります。 ※祭りの内容が危険度の高いものは対象外となります。
10	別の傷害保険に加入している場合、補償金を受け取ることができますか。	受け取ることができます。
11	PTA 活動は対象になりますか。	対象になります。 例えば、交通立番や巡回補導といった地域での PTA 活動は対象になります。 ※学校管理下での事業や学校主催事業（学校施設の清掃奉仕作業、運動会の準備等）は対象になりません。）
12	町内会の清掃作業中に草刈機で物を壊してしまったり、他人にケガ等を負わせてしまった場合、対象になりますか。	故意でないかぎり対象になります。
13	補償の対象にならない「専ら自分たちのために行う活動」とは、どの様な活動をいうのですか。	「例」 スポーツ団体が行うスポーツ大会等 文化団体が行うコンクール等 土地等所有・管理する団体が、その土地等だけを清掃する活動等